

平成26年度 京丹後市予算編成方針



市民総幸福の最大化を目指して
～北近畿新時代への対応～

予算編成方針の特徴

- ・ 1年間総予算での編成
- ・ 第1次市総合計画・後期基本計画の推進
- ・ 第2次市行財政改革推進計画の推進
- ・ 2つのポイントと重点事項を踏まえた予算編成
～ 市政10周年の節目の年度～

【POINT 1】北近畿新時代への対応

「産業の発展と雇用の促進」

「京丹後市の特色や魅力を活かした取組みの推進」

【POINT 2】市民総参加のまちづくりの推進

「未来へのまちづくりの振興」

「安全・安心のまちづくりの促進」

「健全な財政基盤づくりの推進」

年間総予算での編成

❖ 事業効果を見据えた予算編成

(当初) 事務事業の年間総予算を編成
(補正) 制度改正・国府の新規施策等の特別事由によるものに限定(原則)

平成26年4月より消費税等が8%に上げられることから、経済的・社会的弱者への支援策にも留意するなど、適切な予算措置を行うこと。

❖ 将来に向けた歳出規模の早期抑制

厳しい財政状況の中、普通交付税の逡減及び合併特例事業債の廃止など、将来的な財政状況等を勘案し、歳出規模の早期抑制を図る。

❖ 年度内執行の厳守

職員数が減少傾向にある中、現人員体制において年度内での執行が確実に見込める事務・事業量で予算見積り

第1次市総合計画・後期基本計画の推進

第1次市総合計画における成長イメージ



第2次市総合計画の策定（平成27年度以降）

京丹後市が向かうべき将来像を見据えた予算編成が必要

第2次市行財政改革推進計画の推進

❖ 「歳出抑制の道標」の確実な実行

平成27年度以降の普通交付税縮減に備え、各部局で掲げた項目の確実な実施

❖ 「補助金等に関する基本方針」の予算反映

個別見直し方針に沿った既存補助金の見直しを確実に反映
見直し方針により確実な見直し実施を!!

❖ 「公共施設の見直し方針」の予算反映

公共施設見直し計画に沿った見直しの反映
個々の施設の見直し実施年度の確実な達成を!!

総合計画及び第2次行財政改革大綱との整合

⊗ 計画期間

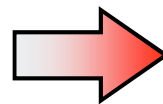
- 総合計画（後期基本計画） 平成22年度～平成26年度（5か年）
- 第2次行財政改革大綱 平成22年度～平成26年度（5か年）

⊗ 総合計画（後期基本計画）

- 総合計画でめざす将来像『ひと みず みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち』
- 平成26年度は、大きく伸びる『創造』の最終段階
“新しい歴史をひらく交流文化のまち” イメージ

⊗ 第2次行財政改革大綱

- 第2次行革大綱の目標を確実に達成するため、行財政改革推進計画を着実に実施
- 第2次行財政改革推進計画
第2次定員適正化計画、組織・機構編成方針、職員人材育成基本方針、
アウトソーシング推進に関する指針、市民と行政の協働推進指針
総合計画（実施計画）と関連した『財政見通し』（5か年度分）との整合確保
- 予算編成における歳出規模抑制への取り組み
「補助金等に関する基本方針」
「公共施設の見直し方針」



平成26年度予算へ反映

2つのポイントと重点事項を踏まえた予算編成 ～ 市政10周年の節目の年度～

【POINT 1】北近畿新時代への対応

「産業の発展と雇用の促進」

- ・ 京都縦貫自動車道等、京阪神、北陸などへの交通網整備に伴う北近畿新時代の幕開け
- ・ 商工業総合振興条例等の推進
- ・ 市民生活を支える各種産業の本格的な発展、雇用促進の推進

「京丹後市の特色や魅力を活かした取組みの推進」

- ・ 再生可能エネルギー等の促進
- ・ 京都府と連携した「海の京都」事業の推進
- ・ 本市特有の魅力、強みを活かした産業の振興

2つのポイントと重点事項を踏まえた予算編成 ～ 市政10周年の節目の年度～

【POINT 2】市民総参加のまちづくりの推進

「未来へのまちづくりの振興」

- ・ 市民総参加の未来へと発展するまちづくりの振興
- ・ 教育を始めとした各分野での「未来へつながる人づくり」の推進
- ・ 生涯を通じて活躍できる百歳健康長寿社会、生涯現役社会構築等の推進

「安全・安心のまちづくりの促進」

- ・ 「一人ひとりの命、生活の幸せが大切にされるまちづくり」の推進
- ・ 公共交通の維持・確保、基幹道路、下水道等の社会インフラ整備

「健全な財政基盤づくりの推進」

普通交付税の縮減を乗り越え、**持続可能な財政構造**を構築

- ・ 「**歳出抑制の道標**」に基づく歳出予算の抑制
- ・ **未収金対策**の一層の強化
- ・ 「**事務事業スクラップ**」の積極的な推進
- ・ **超過勤務縮減**の取組みの推進

その他の注意事項

- 市長マニフェスト・議会答弁等の**公約した課題への取り組み**
 - ・市長マニフェストの再点検
 取り組み方法、実現可能性、費用対効果を精査・研究
 - ・議会で「検討する」等の答弁をした項目の点検、精査・検討
- 各種計画との整合性の確保
 - ・他の施策、市の財政状況等を総合的に分析、事業の優先順位を勘案し予算計上
- **米軍のTPY-2レーダ - 配備に伴う事業等**
 - ・市民の安全確保などに伴う事業の実施について、国等の情報収集等を踏まえ予算計上
- **「ゼロ予算」事業の積極的な実施**
 - ・職員の知恵と工夫により、個別の予算計上を伴わない事業の推進
- 予算編成過程の公開
- 各部局の要求のポイント（重点項目）をホームページで公開
- 『予算は「市民のため」のもの』であることの再確認
 - ・事業の必要性及び効果が明確に説明できるものみ予算計上

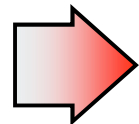
本市の財政の動向

(歳入)

- 市税等の自主財源比率が極めて低く、交付税等の依存財源に頼った脆弱な財政基盤
- 景気低迷及び人口減少等により市税が減少傾向
- 合併による普通交付税等の特例措置が平成27年度以降逡減
- 合併特例事業債の活用は平成31年度まで
- 国府支出金の一括交付金、一般財源化等の制度変更による減少への懸念

(歳出)

- 社会保障関係経費や特別会計等への繰出金の増加
- 学校・保育所再配置、新火葬場整備などの大型普通建設事業の実施
- 消費税の増率による経常経費の増加
- 大型の普通建設事業実施に伴う公債費及び市債残高の増加
- 合併特例措置逡減に対応するための「合併特例措置逡減対策準備基金」積み立て



収入(一般財源)は減少傾向
支出(歳出需要)は増加傾向

限られた財源を効果的に活用するため、メリハリのある
予算を編成することが最も重要

合併特例措置の逡減等に備え

- 合併による普通交付税等の特例措置が平成27年度以降は逡減
- 合併特例事業債の活用は平成31年度まで
- 合併特例措置終了後の「持続可能な財政構造」の構築

合併特例事業債

平成31年度まで発行可能（H24法改正により5年間延長）
（充当率：95%、普通交付税算入率：元利償還金の70%）

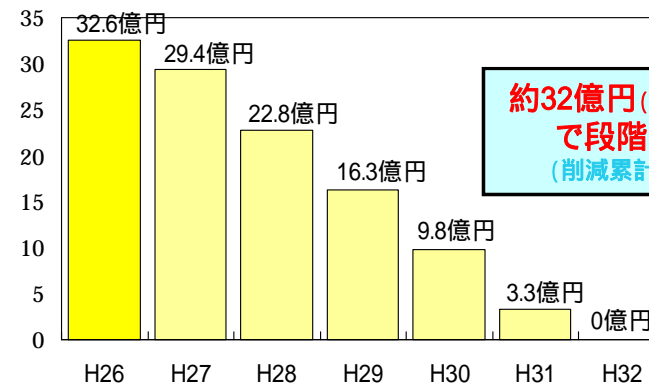
普通交付税の合併算定替え

平成26年度までは合併特例分の全額交付、平成27年度から平成32年度までの6年間で段階的に逡減、平成32年度からは本来の交付額

5年間の削減率

H27 0.9 H28 0.7 H29 0.5 H30 0.3 H31 0.1

普通交付税（合併特例分）の交付見込み



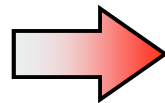
約32億円(想定)が6年間で段階的に逡減
(削減累計約114億円)

25年度普通交付税の合併特例分がそのまま26年度以降も確保された場合の試算

持続可能な財政構造の構築

平成27年度以降の合併特例措置の逡減・廃止

普通交付税は、平成27～32年度までの6年間で約32億円が減少
臨時財政対策債発行可能額も、上記の6年間で約1.5億円が減少



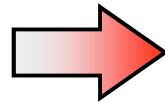
計約33億円以上の一般財源が減少!!

合併特例事業債の発行期間終了

充当率95%、元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額へ算入

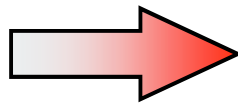
【活用額】

H25当初予算 15.5億円		< H25現計予算 17.5億円 (前年度からの繰越分含む) >	
H24決算 14.9億円	H23決算 18.9億円	H22決算 20.9億円	H21決算 24.3億円
H20決算 18.2億円	H19決算 16.4億円	H18決算 10.7億円	H17決算 6.0億円
			H16決算 6.4億円



年間約10億円以上の財源が減少!!

急激な財源不足の発生は、
急激な歳出削減で対応が必要

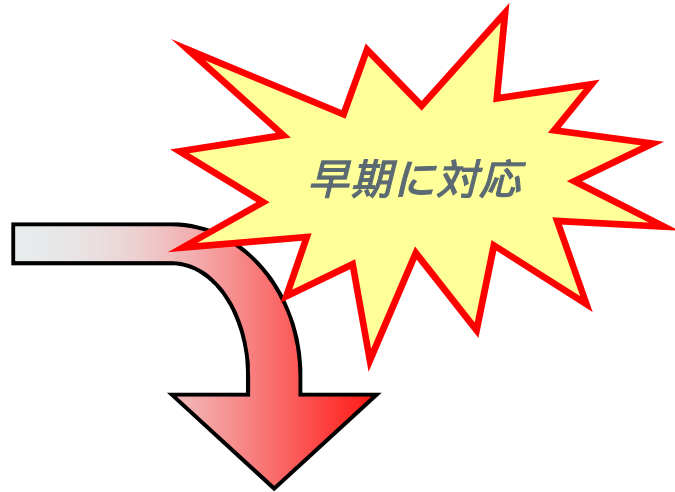
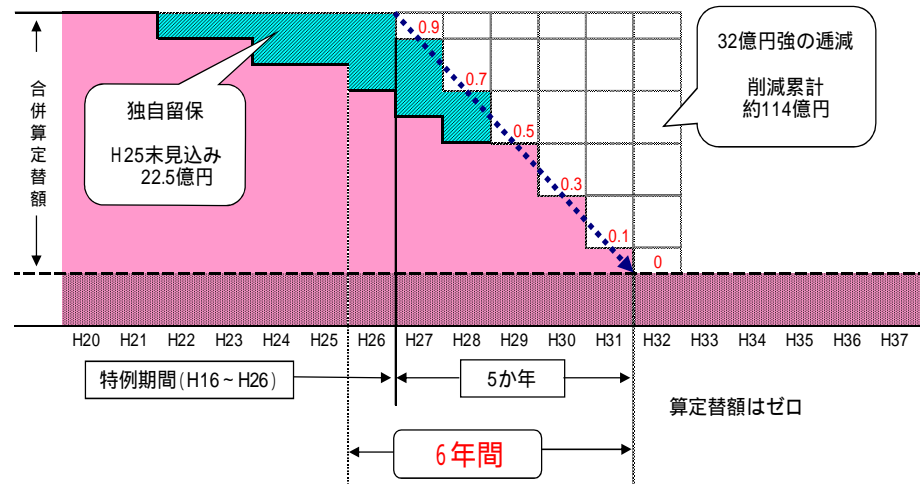


平成27年度以降に備え、歳出規模の抑制を図り
『合併特例措置逡減対策準備基金』
に5億円以上の積立をめざす!!

市民の急激な負担増の回避

合併特例措置逦減・廃止への対応イメージ

普通交付税合併算定替の逦減イメージ

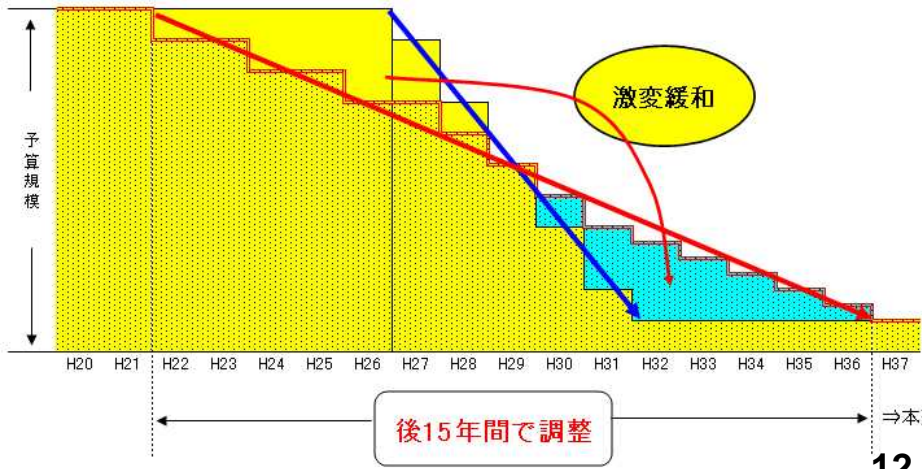


『合併特例措置逦減対策準備基金』
独自留保分の基金積立
将来に活用

↓

歳出削減の激変緩和
実質的な削減期間の延長

早期歳出抑制による歳出激変緩和措置イメージ



積極的な財源の確保等

- 市税収入の確保と税負担の公平性を確保する観点から、未収金（滞納整理）については、京都地方税機構とのより一層の連携により、適切かつ、全力を挙げて取り組む。
- 未利用の市有財産の積極的な利活用を図るとともに、売却可能財産の積極的な売却など、一般財源の確保に努める。
- 国府の最新の情報を的確に捉え、遺漏がないようにするとともに、国府の制度を熟知し、積極的な活用に努める。
- 市債に頼った事業を安易に計画せず、発行する必要がある場合であっても、地方交付税算入のある有利な市債を可能な限り活用する。
なお、市債残高の抑制のため、発行額は極力抑制する。
- 分担金及び負担金、使用料及び手数料については、受益者負担の公平性を最大限確保するとともに、費用対効果を勘案し、不均衡なものがあれば適正化に努める。